

大洲市8月定例議会

～日本共産党 梅木かづこの議会報告～

子育て支援について 先週の続きです

<梅木市議の質問>

就学援助制度とは、義務教育は無償とした憲法26条など関連法に基づいて、小・中学生が安心して勉学に励めるように、学用品や給食費、修学旅行費などを補助する制度です。学校での広報をどのように行いましたか。

<答弁> 就学援助制度の学校における広報等については、経済的な理由によりお困りで公的援助を希望される全ての保護者に制度を利用していただけよう、入学説明会や保護者説明会の際に、制度内容を記載した文書を保護者に配付し説明を行うほか、各学校が行う家庭訪問や個人面談の際にも、必要に応じて御案内し、随時申請ができるようにしています。また、広報「大洲」や市ホームページに掲載するなど、制度の周知徹底を図っている。

対象市民が利用できる収入の条件を明らかにしてください。この条件に該当する世帯は何件、何人ですか。そのうち、利用される世帯は何件、何人でしょうか。適用基準の拡充をしていくおつもりはないか、お尋ねします。

<答弁> 本市においては生計を同一とする世帯の所得が文部科学省により示された基準に満たない方としている。具体的な金額については、世帯の構成人数、年齢等の諸条件によって基準額が異なり、世帯ごとに基準額を算出した上で個別に所得判断を行わなければならない、一律に示すことができない状況となっている。そのため、大洲市全体として潜在的な就学援助の対象となっている世帯数及び人数については把握が難しいが、今年度7月20日現在で小・中学校合わせて248世帯、386名が就学援助の対象となっている。なお、モデルケースとして、母親38歳と11歳及び3歳の子供さん3人家族の場合、年間所得が約165万6,000円に満たない方は準要保護として認定されている。また、父親45歳、母親35歳、14歳と11歳の子供さんの4人家族の場合には、年間所得が約229万8,000円に満たない方は準要保護として認定される。

東京の八王子市では、就学時健康診断の案内にあわせて送付される平成29年度準備金申請書に必要な事項を記載し、平成29年1月までに教育委員会に提出することによって、小学校では2万4,170円、中学校では2万3,550円が、29年1月に支給されています。本市でも入学に間に合うように、申請用紙を毎年度新学期までに子供たち全員に持ち帰らせるべきと思いますが、いかがでしょうか。入学準備金の支給時期が6月以降では間に合いません。文科省は2015年8月24日付で通知を出し、『要保護者への支給は年度当初から開始し、各項目について、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるように、十分に配慮すること』と記載しています。また、生活保護世帯の方は3月に支給されていることから、3月に支給をすべきです。また、前年度の所得判定ができないから、前々年度で行えるようにすべきです。現に、国保税や市民税でも大洲市は算定の見直しをしているではありませんか。できないはずがありません。実施するおつもりはないですか。

<答弁> 新入学児童・生徒学用品を入学準備金として入学前に支給することとした場合には、就学前年度の早い時期に就学援助制度の受け付けと認定を行う必要があります。就学したことを前提とした本市の現在の取り扱いにおいては、実現が難しい。また、仮に実施した場合においても、新入学児童・生徒学用品費の支給後にほかの市町村へ転出し、本市の学校に入学しなかった場合には、返納の必要があり、その方法と時期についても問題となる。既に実施されている自治体では、回収が難しいといった事例もあり、課題が多く見られます。しかしながら、保護者に寄り添った施策の推進は大変重要なことと考えている。昨年12月議会において、梅木議員より支給時期の意見があり、従来は7月に支給をしていたものを、今年度は6月に支給するようその時期を早めた。今後も県内自治体の動向を見ながら、対応を検討していくとともに、現行制度のもと、各学校の協力を得ながら、支給時期を早めることができるようにしていきたい。

安倍暴走政治が最大の争点

総選挙 志位委員長が会見

志位氏は、「安保法制、共謀罪法の強行など、憲法をないがしろにし、沖縄の新基地問題、原発再稼働など、多数の国民が反対といているものを力でごり押し、これほど民意を踏みつけにしてきた3年間はない。そして、ついに『森友・加計』疑惑など国政私物化という最悪の暴走政治が今問題になっている」として、「今度の選挙では、安倍政治そのものに、きっぱり退場の審判、レッドカードを突き付ける選挙にしていきたい」と述べました。